

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】  基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要  ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価や 外部要因の分析等を踏まえた 県の対応方針)	
			基本指標毎	基本施策単位 (平均)	具体的取組	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)	実施目標達成率 (H17～H21)				
			上段：実績 下段：達成率		戦：戦略プロジェクト (中期目標H17～H21)		事業毎	基本施策単位 (平均)				
<p>1 環境に配慮した森林づくりの推進</p> <p>：従来事業   ：新税事業</p>												
(1)多面的機能 を發揮させる 森林管理の推 進	【施策目的】 森林の多面的機能を十全に發揮させるよう な森林整備に努める。	111 民有林に占める保安林 面積の割合	H15 33% H21 35% H32 38%	33%	森林の保全と災害対策の推進 ・治山事業 ・森林病虫害防除事業 ・保安林適正管理(許認可)	森林の多面的機能を高度 に發揮させるため保安林 に指定し、山地災害から 県民の生命財産を保全 し、森林病虫害の被害を 防除して、森林の保全に 努める。	-	年間保安林指定 面積 283ha/H18	民有林に占める保安林面積 森林の多面的機能を高度に發揮させるために、61,667ha を保安林に指定(民有林の33.4%)。	【環境に配慮した森林づくりの推進における 全般的事項】 全体的な取組としては、施策の目的に照ら して概ね妥当であり、期待した効果が上がっ てきているとの意見がある一方で、環境林整 備面積や年間間伐材利用量の目標達成率につ いては、中期目標の単純平均値としてみた場 合は低く、問題点を明らかにして対策を打つ べきとの意見があった。 その他、主に以下の意見があった。 【多面的機能を發揮させる森林管理の推進】 カシノガキクイムシや各種獣害への対策 は、中山間地域や里山の森林づくりと密接に 関係する大変重要な問題であり、有効な対策 をとるよう総合的な取組を期待するとの意見 や、二ホンジカ等による森林被害が急増して おり、更に効果的な手法等を検討する必要が あるとの意見があった。また、里山を整備す ることにより獣害が軽減できるという二次効 果を生み出しているとの意見があった。 【人工林の特性に配慮した森林整備の推進】 環境林の推進は、森林の多面的機能の再生 のために重要であること、500m以内にある 放置森林については早急に優先順位を検討す べきとの意見があった。 また、琵琶湖森林づくり事業の事業手法と して、効果的とは言えないところもあり、更 に状況を見極め、協定締結等の要件の再検討 や、県自ら事業主体となって森林整備を実施 するなど、他の事業手法を検討する必要があ るとの意見や、簡易搬出路による間伐材の搬 出・利用の事業化についての意見があった。 間伐材の利用については、計画量を達成す べく今以上に努力が必要であること、製品化 などにあたっては新たな発想が必要で、木材 関係者とどまらずにいるいる業種の県民に 協力を求めることで、ヒントが得られるので はないかといった意見や、間伐材を利用し なければならぬことの重要性をもっと アピールしていく必要があるとの意見があっ った。 【天然林の保全管理の推進】 里山が整備されてきたことは非常に喜ばし く目に見える事業として県民の理解を得られ ているとの意見や、針広混交林や広葉樹林等 多様な里山が甦っており、近年の林家の山 離れの有効策として評価できるとの意見が あった。 また、大学機関が里山整備と作業道の開設 による獣害防止策を検討しており、その効果 が確認された場合、簡易作業道の開設事業も メニューに加えてはとの意見があった。 また、地域外の森林所有者の増加で里山が 荒廃していることから、森林所有者に市 民団体の数も着実に増えつ つあり、森林所有者のみなら ず、県民の多くが支えていく 森林づくりを引き続き支援し ていく。		
		112 山地災害危険地区にお ける治山事業着手割合	H15 49% H21 57% H32 65%	50%				計算式 $(33.4 - 33) / (38 - 33) = 8\%$			計算式 $(50.2 - 49) / (65 - 49) = 7.5\%$	森林病害虫等防除 事業 ・防除：259ha (獣害防止テープ 巻き等) ・駆除：711m3 (マツクイムシ枯 損木伐倒)
(2)人工林の特 性に配慮した 森林整備の推 進	【施策目的】 環境に配慮しながら木材資源の循環利用をめざす森林 については、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林 整備を推進する。また、森林の持つ多面的機能を持 続的に發揮させるよう整備管理していく森林へ転換す る人工林については針広混交林へと誘導する。	121 除間伐を必要とする人 工林に対する整備割合	H15 64% H21 70% H32 90%	74%	戦：環境林整備 ・環境林整備 ・森林環境の調査研究	森林の持つ多面的機能を 高度に發揮させるため、 奥地などの放置された人 工林を強度間伐し、環境 豊かで生態系に富んだ針 広混交林に導くとともに、 森林環境の調査研究 により、環境を重視した 森林づくりを推進する。	【環境林面積】	93ha	環境林の推進	12%		
		戦：間伐総合対策 ・造林事業 ・治山事業 ・県営林	間伐総合対策 ・造林事業 ・治山事業 ・県営林	路網や機械の整備による 森林整備の効率化を図り ながら、手入れ不足森林 を解消を進め、公益的機 能を發揮する森林づくり を進める。				【年間間伐実施面積】 H15 1,920ha/年 H21 2,600ha/年			2,506ha	86% 計算式 $(2506 - 1920) / (2600 - 1920) = 86.2\%$
(3)天然林の保 全管理の推進	【施策目的】 里山林については地域住民をはじめさまざまな主体に よる新たな森林整備の仕組みづくりを進める。また、 奥地林については自然生態系の保全につとめると共に、 必要に応じて森林の多面的機能が高度に發揮される よう森林整備を進める。	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	戦：基盤整備の推進 ・林道事業 ・造林事業(作業道整備) ・治山事業(保安林管理道)	
		戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)	戦：森林を育む間伐材 利用促進事業 ・地球温暖化防止対策 間伐材利用拡大事業 (間伐材買取) ・環境保全につなぐ 間伐材製品利用促進事業 (間伐材製品等普及PR)
戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	戦：里山リニューアル事業	

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】	基本指標達成度 (H17~H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・ 推進の状況 ・ 推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価や 外部要因の分析等を踏まえた 県の対応方針)
			基本指標 (長期目標: H17~H32)	基本指標毎 上段:実績 下段:達成率	基本施策単位 (平均)	具体的取組  【戦】:戦略プロジェクト (中期目標H17~H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)			
<p>2 県民協働による森林づくりの推進</p> <p style="text-align: right;">: 従来事業    : 新税事業</p>											
(1) 県民の主体的な参画の促進	【施策目的】 県民が主体的に森林づくりに参加できるよう森林・林業の情報提供や上下流連携による森林づくり活動を進める。また、流域の森林づくりの在り方、進め方について、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動に支援する。	基本指標 211 森林づくり活動を実践している市民団体等の数  H15 30団体 H21 60団体 H32 90団体	60団体	【戦】 県民が森林づくりに参加できる体制づくり	上下流連携の森づくりや湖国のみどりづくりの推進 ・ 上下流連携の森づくり活動の支援 (企業と森林組合等の連携)	琵琶湖の水源としての森林の重要性が認識されるように、下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくり活動やみどりづくりを支援する。	-	-	上下流連携の森づくりは、従来事業の林業普及や、新税事業の協働の森づくりの啓発事業として実施した。 緑化の地域リーダーである緑サポーター養成研修を実施した。	【県民の主体的な参画の促進】 基本指標数値の伸びは順調であり、概ね期待した成果が上がっているとの意見や、森林づくりを実践している市民団体等の数については順調に増えており、望ましい傾向にあるとの意見や、森林およびみどりに対して、県民が関心を寄せるよう一層の取組を、特に若年層・児童が森林と日常に関わることができる仕組みづくりが望まれるとの意見があった。 一方で、森林ボランティアやNPOによる森林づくりの中にはイベント的な感がぬくいきれないものもあり、県民協働の事業はレクリエーションの延長を助長するような事業であってほしくないといった意見や、現在の団体や協定林・参加者等の活動が、将来的な数字には疑問も感じるとの意見があった。 また、県下各地に結成されている森林整備のボランティア団体の活動がスムーズに進むよう地元との調整を積極的にお願いしたいとの意見や、流域森林づくり委員会について、きちんと評価するために、時系列で素直な記録を残すよう望むとの意見があった。	・ 現在の取り組みは、あらゆる世代の県民が森林に対する理解を深め、関心を向けることを目的としているが、今後は、活動の継続と拡大、さらには本来の目的である森林づくりへの主体的な参画につながるような支援を展開していきたい。 ・ 地元との調整については、市町と連携して取り組んでいく。 ・ 流域森林づくり委員会については、平成19年度内に6流域全ての委員会が設立されたことから、地域の特色を生かしたより活発な活動が展開されることが期待される。 ・ 琵琶湖森林づくり基本計画の策定後3年を経過し、県民協働の森林づくりについて県民の関心をより一層高める取り組みとして、(仮)森林づくりフォーラムを開催する。
					みんなの森づくり活動支援事業	県民が森林づくりに積極的に参画するための場づくりや森林づくり活動、組織づくりを支援する。	【森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数】 H15 190日/年 H21 400日/年	延べ 360日	39団体の活動に対して助成した。活動支援により森林づくり活動が活発となり、森林づくり活動を実践している市民団体の数が、H21目標に達し、活動日数も増加した。		
					みんなで始めよう森づくり活動公募事業	・ 森林づくりや資源利用、森林環境学習や人材育成など、地域のNPO等から提案のあった活動に対して助成	【森林づくり活動市民団体年間延べ活動日数】 H15 190日/年 H21 400日/年	延べ 360日	39団体の活動に対して助成した。活動支援により森林づくり活動が活発となり、森林づくり活動を実践している市民団体の数が、H21目標に達し、活動日数も増加した。		
(2) 里山の整備・利活用の推進	【施策目的】 県民の身近に存する里山については、県民協働で行う森林の整備保全活動に支援する。	基本指標 221 里山整備協定林の数  H15 0箇所 H21 10箇所 H32 40箇所	5箇所	【戦】 県民が森林づくりに参加できる体制づくり	流域森林づくり委員会推進事業	・ 地域の合意形成を図りながら地域にあった森林づくりのために主体的に活動する組織づくりとその運営に対して支援	【流域森林づくり委員会設置数】 H15 0地区 H21 7地区	4地区	平成18年度内に4地区において委員会を設立。森林づくりに向けた会議を始め、フォーラムやワークショップなどを実施した。 今後は、残る3地区の委員会の設立を図ると共に、委員会の活動支援を進めていく。	【里山の保全】 特に里山での竹林の進出による人工林、雑木林への被害に対し、ボランティア団体の活躍を期待との意見や、里山協定林事業の今後の展開を期待するとの意見があった。	
					みんなの森づくり活動支援事業	・ 里山をフィールドに、計画から実行まで地域が協働して取り組む継続的な里山保全活動への支援	-	-	H21目標の50%を達成した。 市町・森林所有者・里山保全団体の協定に基づく実効性のある事業であることから、協定に基づく活動の継続と協定の拡大が重要である。		
					県民参加の里山づくり事業 (里山協定林推進事業)	-	5箇所	50%			
(3) びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取り組み	【施策目的】 びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間が定着するよう様々なメディアを通じて普及啓発を行う。	基本指標 231 びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数  H15 1,583人 H21 3,000人 H32 13,000人	2,090人	【戦】 びわ湖水源のもりの日の啓発	協働の森づくりの啓発事業	森林の価値や大切さ、森林づくりへの参加、琵琶湖森林づくり県民税の目的や使途などを広く県民等に普及啓発することで、森林づくりの意義や税制度の趣旨について理解と関心を高めてもらう。	-	-	びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくりへの参加者数 ・ 森づくり交流会 1,500人 ・ 地域普及啓発活動 2,090人 ・ 林業技術交流学習会 75人	【びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間の取組】 さらなる広報・普及活動によって、その周知を徹底する必要があるとの意見があった。 また、びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくりへの参加者について、イベントそのものへの参加呼びかけのアピールよりも、将来のイメージをもっと伝えて行く必要があるのではないかと、今私たちが何もしていないでそのままであれば、近い将来どうなるのか、自分たちが生きているうちにどうなるのかをイメージできるようにアピールしないと危機感が生まれぬとの意見があった。 更に無関心層に対して自身の生活にも関わることと思わせる工夫が必要との意見があった。	
					みんなの森づくり活動支援事業	・ 県民参加の里山づくり事業 (里山協定林推進事業)	-	5箇所	50%		
					協働の森づくりの啓発事業	森林の価値や大切さ、森林づくりへの参加、琵琶湖森林づくり県民税の目的や使途などを広く県民等に普及啓発することで、森林づくりの意義や税制度の趣旨について理解と関心を高めてもらう。	-	-	びわ湖水源のもりの日・びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくりへの参加者数 ・ 森づくり交流会 1,500人 ・ 地域普及啓発活動 2,090人 ・ 林業技術交流学習会 75人		

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比して増加している場合: 「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・ 推進の状況 ・ 推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価や外部 要因の分析等を踏まえた県の対 応方針)	
			基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標毎 上段：実績 下段：達成率	基本施策単位 (平均)	具体的取組  ：戦略プロジェクト (中期目標H17～H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)				実施目標達成率 (H17～H21)
3 森林資源の循環利用の促進												
(1) 県産材の利 用の促進	【施策目的】 住宅建築や公共事業などへの県産材の利用拡大のための仕 組みづくりに取り組み、地産地消を進める。	311 製材需要に占める県産材の割合  H15 19% H21 24% H32 32%	20%	産地証明で進 める県産材の利 用	戦	県産材利用の推進 ・ 公共施設等木造化・木質化 推進 ・ 木材利用の普及啓発事業	県産材の利用を促進する ため、公共施設等の木造 化・木質化を図り、県産 材を活用した住宅の情報 発信や研修会の開催など による県産材利用拡大の 取組を推進する。	-	-	製材需要に占める県産材の割合 県産材18,000m <sup>3</sup> /本県製材需要量92,000m <sup>3</sup> =19.6% (H17年度木材需給報告書より)  ・ 公共施設の木造化・木質化の実績は無し。 ・ 木材利用普及啓発事業・・・木材利用推進に対 する普及啓発のための展示会や地域材での家づくり 講習会等を開催した。	【県産材の利用の促進】 未来へつなく木の良さ体感事業は、県産材 の利用拡大に適切な事業で、特に木の学習機 整備事業は実績数も増えつつあり有効な取組 との評価意見や、県産材利用などのシステム も改善しながら進められており、長い目で見 ないとその効果はわかりにくいと思つてきた。 そのまま地道な努力を続けていくべきとの意 見があった。 一方で、基本指標達成度と実施目標達成率 の評価が逆の傾向を示しているのは、目標値 が低すぎたのではないかと意見や、現行事 業では県産材利用を拡大する波及効果が乏し く、事業の工夫や見直しが必要との意見が あった。 更に、木材の質の向上やストックに関して のシステムはまだ未だで、その取組の遅れが 県産材利用の促進の足を引っ張る原因にな るのではないかと、早急に質の向上とストックに 対する事業展開を考えていくべきとの意見 や、県内の木材生産は他府県に比べても少な く、県産材が市場に出回っている量もわずか であり、県産材をもっと活用するためには、 価格の安定、利活用の推進、伐採搬出体制の 整備、販売体制の整備が必要で、効果的 な助成策を検討すべきとの意見があった。 また、非常に耳障りの良いフレーズではあ るが、多くの県民にとって「資源の循環利 用」とはどのような取組をすれば循環利用 になるかわかっていないのではないかと、「人に やさしい」「ぬくもりある感触」等々のセー ルスコピーで普及はしてきたものの、山村の 起爆剤とはなっていない。公共建築物に内装 材だけでなく構造材としても使ってもらえる ような強力な要請が必要との意見があった。  新しい木材利用については、木質製品・木 造住宅の普及は、木の文化を守りひいては森 林への関心を育てることになり、将来の森林 づくりにもつながるものと期待される点で、 「木の学習機整備事業」は、小中学生が木製 品に親しむ機会を増やすものであり、今後も 更に力を入れていただきたいとの意見や、教 育目標を少しでも高くして多くの児童が利用 できるように望むとの意見があった。  また、びわ湖産地証明事業については、 基本施策単位の達成率は目標を達成している が、国内の大産地では「新生産システム」と いった国際競争を視野に入れた改革を進めよ うとしており、そうした改革に匹敵する構想 が滋賀県にも必要ではないかと意見や、本 当に滋養で育った木であるという証明につ いては第三者的なチェックも必要との意見、産 地証明制度を今後滋賀の木の循環利用に活 かす工夫が必要との意見があった。	
						林業・木材産業の振興対策 ・ 林業・木材産業振興施設整備 ・ 林業関係資金	木材加工・流通体制の整 備合理化を推進するため に、需給情報の提供や供 給拠点づくりの取組を促 進する。	-	-			・ 林業・木材産業振興施設の経営管理指導事業に対 する助成を行った。 ・ 林業・木材産業の経営改善のための設備資金や事 業の合理化を推進するための運転資金の貸し付けを 実施した。
						未来へつなく木の 良さ体感事業	木の温もりや良さを体感する 機会を県民に提供すること で、滋賀の風土にあった地域 の木を積極的に使うことを啓 発する。	達成率：基本施策毎に単純平均 (27+190)/2=108.5%	109%			・ 木の香り淡海の家推進事業・・・51戸の木造 住宅にびわ湖材の柱材を提供し、木の良さや地産地 消を普及啓発した。
						・ 木の香り淡海の家推進事業	・ 木材の地産地消の普及 啓発を進めるため、県内 産柱材を住まい手に一戸 当たり最高 100本無償提供する。	(H16～累計) 131棟				
						・ 木の学習機整備事業	・ 小中学校に木の学習機を導入 することで、子どもに対し て森林の大切さや木の良さを 普及啓発する。	【県産材の学習機累積導 入数】(H12からの累計) H15 2,700台 H21 16,200台	(H12～累計) 6,360台			・ 木の学習機整備事業・・・市町立学校6校および2 学校法人による木の学習機2,568組の導入に対して支 援した。
(2) 森林資源の 有効な利用の 促進	【施策目的】 森林資源の環境に配慮した新しい利用や有効な活用のため の調査研究・技術開発に支援する。	8%	8%	戦	・ 「(仮称)びわ湖材」 産地証明事業	・ 輸送に伴う二酸化炭素の排 出を低減するなどの地球温暖 化防止の観点から、当面、間 伐材を中心とした県産材の産 地を明確にし、消費者に供給 する。	【県産材産地証明割合】 H15 - % H21 20%	38%	・ びわ湖産地証明事業・・・県産材の利用拡大およ び地産地消の推進を図るため、びわ湖材の産地証明 事業を実施した。認定事業者の増加(7496) により制度の浸透が図られた。			
					未来へつなく木の 良さ体感事業  ・ 森の資源研究開発事業	・ 森林資源や森林空間を利活 用した試験研究を行うことと もに、研究開発を行う企業、研 究機関、NPO、市町等を支 援	-	6団体	・ 森の資源研究開発事業・・・間伐材の新たな用途開 発など、森林資源の有効活用を図るための研究開発 を行う6団体の活動を支援した。			

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比べて増加している場合：「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標達成度に対する点検・評価シート

基本 施策	大項目 (施策群)	【施策目的】	基本指標達成度 (H17～H32)		施策目的を達成するための具体的取組と進捗状況				事業の実施概要 ・推進の状況 ・推進上の問題点の分析 (対応の状況を含む)	滋賀県 森林審議会 の評価等	対応方針  (森林審議会からの評価 や外部要因の分析等を踏 まえた県の対応方針)
			基本指標 (長期目標：H17～H32)	基本指標毎 上段：実績 下段：達成率	基本指標単位 (平均)	具体的取組  【戦】：戦略プロジェクト (中期目標H17～H21)	取組のねらい	戦略プロジェクト における実施目標 (中期目標)			
4 次代の森林を支える人づくりの推進											
(1) 森林所有者 等の意欲の高揚	【施策目的】 森林所有者・林業従事者が生き生きと森林づくりに取り組めるよう森林整備情報の提供や技術指導に努める。	411 地域の森林づくりを推進する 集落数	59集落	計算式 (59-25)/(100-25)=45.3%	【戦】	森林・林業の担い手確保育成 ・林業普及指導事業 ・林業後継者育成 および林業労働力対策 ・林業技術研修	森林整備に意欲ある森林所有者や林業従事者を確保するため、森林整備情報や技術情報の提供、就業相談、森林管理技術の研修等に取り組む。	【60歳以下の作業員の占める割合】 H15 46% H21 55%	55%	60歳以下の作業員の占める割合 森林作業員424人のうち、60歳以下は233人である。  林業従事者の就労環境の改善対策、林業労働災害の防止対策、林業事業者の雇用改善および林業の担い手育成のための研修等を実施した。	【森林所有者等の意欲の高揚】 基本指標の数値の伸びは順調であり、概ね期待した効果が上がってきている。事業手法は概ね効率的だが、更に効率的となるよう事業推進する要件を再検討する必要があるとの意見があった。  60歳以下の作業員の占める割合については、達成率100%となっているが、人づくりの面では新規参入者等を増やすなどの取組が今後とも必要との意見や、新たな労働力の確保については、労働条件の改善、安全確保等がなければ難しく、林業・木材団体だけでは困難なため、県自ら積極的に推進してほしいとの意見、ボランティア等の人は増えているが、本業として林業をしようとする若い人の勧誘が増えるようにすべきとの意見があった。
		H15 25集落 H21 75集落 H32 100集落	45%						100%		
(2) 森林組合の 活性化	【施策目的】 森林組合が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう、組織体制の充実と人材の育成に対して支援する。	421 受託契約に占める長期にわたる契約の割合	53%	計算式 (45+108)/2 =76%	【戦】	森林を育む担い手づくり ・森林組合の活性化 ・森林組合の育成・強化	森林組合改革プランで目指す中核組合を基本に1県1組合をめざすとともに、林業労働力確保支援センターと連携し、森林整備の担い手となる人材の育成に努める。	【森林組合数】 H15 17組合 H21 7組合	12組合	森林組合の受託契約に占める長期契約の割合 長期(5年以上)に渡る施業の契約者数1,425人/H17年度全契約者数2,714人=52.5%  森林組合数 H16年度に1件、H17年度に2件、H18年度に1件の合併・解散が行われ、現在12組合となっている。  滋賀県森林組合連合会が森林組合を育成・強化するために行う指導への助成、森林組合が行う木材生産等に対する費用での助成等を実施した。	【森林組合の活性化】 森林組合の育成・強化の点について、現在体質と財務力の強化を目指して再編が行われているが、県下の大半の森林組合経営は危険水位まで迫っているとのことであり、地域林業の中核的な担い手である森林組合への支援を更に行うべきとの意見がある一方で、森林組合の活性化については、努力をしている森林組合を除き、貴重な財源を有効に活用するため、民間並みの厳正な配分方法を望みたいとの意見があった。 また、「環境に配慮する担い手」「CO2削減、持続可能な社会づくりが出来る人」を多く必要とする現状を踏まえ、新たな可能性を探ることが必要との意見があった。
		H15 10% H21 20% H32 50%	108%						50%		
(3) 森林環境学 習の推進	【施策目的】 県民に森林の多面的機能についての理解と関心を深め、森林づくりへの参加意欲の高揚に努める。	森林環境学習の推進	7箇所	計算式 (7-1)/(10-1)=66.7%	【戦】	森林環境学習 「やまのこ」事業	子どもや大人を対象とする森林環境学習(生涯学習含む)をすすめる、次代の森林づくりを支える人を育てる。	【森林環境学習の指導員が常駐する施設数】 H15 1箇所 H21 10箇所	67%	森林環境学習として以下の取り組みを実施。 ・おうみ・森っこスクール 21校 54回 延べ2,970人参加 ・森林環境教育指導者セミナー 1回 延べ34人参加 ・森林環境学習モデルプログラムや指導者等をホームページにて紹介。  ・教育委員会と連携して、小学校4年生を対象とする「やまのこ」事業の構想を策定した。長期的にはあらゆる世代に対する環境学習の実施に向けた施設やプログラムの整備が必要である。	【森林環境学習の推進】 「やまのこ事業」については、これからの次代を担う小学生に対して、新たな体験学習ををはじめることは非常によいこととの意見や、先行の「うみのこ事業」と並ぶ事業として定着を図るべく、その意義に関する一層の広報・周知活動が望まれるとの意見、小学校4年生を対象としているが、早急に県内全小学生に森林環境学習を体験させ、自然とのふれあいの機会を設け、自然の大切さや守る心を育ててほしいとの意見があった。 また、子供たちの教育の前に、教員や各市長教育委員会への周知も大変重要との意見や、たまたま訪れて通過するだけにならないような工夫や、安全面についての検討や、効果が現れてくるまでには時間がかかるため内容がマンネリ化しないように子供たちや親の生の声に耳を傾け、常に見直ししていく努力をととの意見があった。
		森林環境学習の推進	7箇所						67%		

基本指標達成度 : 0-29% : 30-49% : 50-69% : 70-89% : 90%以上 また、前年度と比べて増加している場合:「向上」、変わらない場合「現状維持」、減じている場合「低下」を記入する。